

平成24年度 第1回宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 議事録

1 日時 平成24年9月5日(水) 午後2時～午後3時20分

2 場所 宇都宮市教育センター5階研修室

3 議事

- ・第二期地方分権改革に伴い本市の条例で定める「高齢者福祉施設の設備、運営等に関する基準」について

4 出席者

角田 和之 委員 (宇都宮市議会議員)
岩崎 正日登委員 (宇都宮市居宅介護支援事業者連絡協議会会長)
大山 知子 委員 (栃木県老人福祉施設協議会会長)
三條 安子 委員 (宇都宮介護者の会会長)
鈴木 逸朗 委員 (宇都宮市民生委員児童委員協議会会長)
野澤 正明 委員 (宇都宮市老人クラブ連合会会長)
浜野 修 委員 (栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会会長)
大森 健一 委員 (獨協医科大学名誉教授)
菊地 善郎 委員 (宇都宮市歯科医師会副会長)
篠崎 實 委員 (宇都宮市自治会連合会副会長)
田中 豊治 委員 (宇都宮市医師会理事)
古川 和稔 委員 (宇都宮短期大学准教授)
松本 カネ子委員 (宇都宮ボランティア協会会長)

※欠席者 尾崎 匡男 委員 (宇都宮市介護サービス事業者連絡協議会理事)
小林 辰興 委員 (宇都宮市社会福祉協議会会長)
河野 順子 委員 (栃木県看護協会会長)

※事務局 [保健福祉総務課]

菊地課長, 田代課長補佐,
柴田法人・施設グループ係長, 坂本総括主査, 榊原主任, 宇梶主事
増淵介護事業者指導グループ係長, 鈴木総括主査, 山崎主任主事

[高齢福祉課]

新井介護保険担当主幹, 佐々木総括主査

5 公開・非公開の別 公開

6 傍聴者 1名

7 会議経過

- (1) 開会后, 事務局から各委員を紹介, 事務局職員自己紹介, 会長あいさつ
- (2) 議題
 - ・議題『第二期地方分権改革に伴い本市の条例で定める「高齢者福祉施設の設備、運営等に関する基準」について』事務局より説明し, 各委員から意見徴収
- (3) 閉会

8 委員からの主な意見等（要旨）

議 事

・第二期地方分権改革に伴い本市の条例で定める「高齢者福祉施設の設備、運営等に関する基準」について

委員	特別養護老人ホームにおいて、4人以下の多床室を宇都宮市では例外的に認めるとのことですが、例えば50床作るとしたら何部屋作るとかは決まっていますか。個室だと12万円から高いところだと17・18万円の料金となり、家族が入居すると生活が大変厳しい。そのため、4人部屋への入居希望も多くなりつつあります。これからできるのは、個室のユニット型ばかりになるのですか。
事務局	居室定員が4人以下という規定の中で、4人以下の多床室もあれば、個室もあるかと思えます。施設の形態としては、従来型の多床室の中にも一部個室があったりしますが、それと同じ形態を想定しています。国の方でもユニット化を進めていますが、ユニット型施設の居室定員は元々1人ということもあり、4人以下の多床室の基準をユニット型へ適応するのは難しいです。従来型には基本的に4人の多床室が多く、その中に個室や2人部屋もあります。4人以下の多床室の基準はこの従来型を想定しており、将来的に、それらの施設が老朽化等により改修等が必要となった場合などに、対応できる体制を整えておきたい。
委員	特別養護老人ホームへ安く入りたいという声が多いです。社会福祉事業でもあるので、ユニット型であっても、収入によって、安く入れるようにしてほしい、そういった声を耳にしています。
事務局	居住費については、ユニット型に比較して多床室のほうが利用者負担が少なくなっており、概ね個室のユニット型で月6万円、多床室で1万円となっています。対応として、個室ユニット型の場合でも低所得者の方には、居住費等の支援といった制度があります。ユニット型を推進する国の整備率というものもあるので、一定の率までは、ユニット型の整備は必要と考えています。特別養護老人ホーム全体として、とらえる必要があり、将来的には改修だけではない余地はあろうかと思えます。
委員	高くても広い個室が良いという方もいるし、狭くても安いほうがよいという方もいます。利用者の方が選択できる選択性が求められているのではないのでしょうか。ユニット型が個室限定ではなく、4人以下の居室というのを考えていますか。
事務局	ユニット型施設の居室定員は元々1人なので、個室でと考えています。今回の基準は、居住費の基準ではなく、設備や運営の基準なので、居住費等の利用者負担の部分は、今回の基準の対象となっていません。

委員	市民の声として、すぐに入りたいが安ければ入れられるという声が多いです。
事務局	現在の国の基準では、夫婦等を想定しての2人用居室という例外規定を除き、居室定員は、従来型・ユニット型いずれも原則として1人となっています。県の方針や国のユニット率70%という目標もあり、市としても当面はユニット化を進めていく考えですが、国基準のままでは、多床室が整備できなくなりますので、経済的な配慮等も必要と考え、市では条例上、多床室も設置できるような余地を残しました。
委員	指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の廊下幅1.8m、中廊下で2.7mと地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）の廊下幅が1.5m、中廊下で1.8mと廊下幅が異なりますが、市ではこれを緩和して地域密着型と同じにする考えはないですか。
事務局	地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）はユニット型の廊下幅の基準であり、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の委員指摘の廊下幅は、従来型を含めた施設の廊下幅ということで、多床室を持つ施設も含んだ基準となっています。指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の多床室の廊下幅については、車椅子がすれ違えるような幅ということで国基準のような幅が必要と思われませんが、指定介護老人福祉施設でもユニット型については、円滑な往来に支障がないと認められる場合には、地域密着型と同じ幅にしても差し支えないという「なお書き」の規定があり、宇都宮市ではこの規定により対応してきたところです。今後も同様に対応していく考えでして、必ずしも中廊下幅が2.7m必要ということではありません。例えば、狭い部分があったとしても、すれ違いできる部分等を設けている場合やユニットの中が廊下と一体となっている場合などは、引き続き地域密着型と同じ幅での対応を行っていく考えです。
委員	ユニット型の入居定員が10人以下となっていますが、10人以下としている理由がはっきりしないこともあり、都道府県によっては12人以下と緩和をしているところもあります。10人以下だと職員の配置は4人が基準ですが、部屋で介護をするので中央のテーブルに職員が誰もいないという状況・時間帯も結構あります。定員を多くすれば、おのずと職員も多くなり、ある程度見守りもでき、話もできるなど、もっと良いユニットケアが実現できます。この辺りを緩和すれば、もっと良いケアが実現できるのではないかと思います。
事務局	ユニット自体は、居室の整備数の関係などでおおむね10人とい

う基準になっています。地域密着型介護老人福祉施設では施設定員が29人ということで、ユニット9人ということもありますが、ユニットの中の状況として、リビングに人が集まっているユニットもあれば誰もいない場合もあり、多種多様だと思います。その中で絶対に10人ですとかの規定にはなっていない現状ではおおむね10人ということで運用しています。10人を超えることがいいことなのかどうかは、なかなか判断が難しいですが、おおむね10人以下という表現なので、若干の多めの対応も可能ではないかと思えます。

委員

業界としては、1ユニット15人以下にしてもらえないかとの申し入れがあります。今回の条例制定についても、各業界等の意見もいただきながら、制定をしていくということもあり、この申し入れも考慮し、緩和していただけるようお願いしたい。

事務局

事業者の立場や、また利用者の立場などもあるかと思いますが、おおむね国の基準を維持するという判断は、これまで国の基準で運用されてきた中で、それが事業者の立場や、また、利用者の立場も考えられたものということで、行政としては、それがひとつのよりどころとなって運用してきたと考えています。一部強化する部分等はありませんが、全体的には、引き続き国の基準を維持していく考えです。

委員

ユニット型の10人以下定員数の根拠について、それがいいのか、少なすぎるのかどうか議論なくこれまでできてしまった。運用の仕方はあると思いますが、若干少なすぎないかと感じます。15人くらいの人数が、人の交流や生活空間などから、事業者の実感としてでてきています。

事務局

宇都宮市だけ違うのは問題もあるかと思えますので、県等とも相談したいです。

委員

今回の条例化と介護保険の事業計画や高齢者の福祉計画等との関連性はどのようなのですか。

事務局

今回定める基準は、施設の直接的な運営や設備等を定める基準なので、介護保険法に定めてある事業計画の扱いについては今回含まれておらず、いままでと変更はありません。

委員

参酌すべき基準は、改善の余地ありということを指しているのですか。

事務局

地域の実情等により、理由があれば変えて、違う文言等としても良いとなっています。

委員	<p>特別養護老人ホームの従来型が15施設，ユニット型12施設，ユニット型の地域密着型が4施設，これが宇都宮市の現状かと思うが，25年・30年前の特別養護老人ホームの状況と比べると新しく作られたユニット型特別養護老人ホームは，生活の状況など見ると，すばらしく良くなっていると思います。国の方針に，間違いがないのは確かだと思います。しかしながら，他の委員が言われたように，そうした施設に入居したくても，入居できないお年寄りも多く存在するという事実を，行政として忘れずに，今後の施策等にもれ落とすことなく運用していただきたい。</p>
委員	<p>これから生活保護のお年寄りも増えていくかと思いますが，そういった方は，これからユニット型に入れるのですか。</p>
事務局	<p>平成23年4月から，制度上入ることができるようになっていきます。</p>
委員	<p>これを実施するには，社福減免（社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度）で，事業者が一部負担をしてということになります。</p>
委員	<p>収入のない方が入居する際の手続き等が，一般的にはわからない方が多いと思います。年金を5万円くらいしかもらっていないので入居できないと思っている声を聞きます。収入が低廉の方が入居する場合の手続きを知らせる必要もあると思います。</p>
事務局	<p>介護保険制度の認知度につながってくるかと思いますが，につきり安心プラン（第5期宇都宮市介護保険事業計画）においても介護保険制度の認知度向上を課題として捉えており，計画の周知と併せ制度の周知に向けた取組みを位置づけたところです。</p> <p>このため，多くの市民に対し，幅広い周知ができるようホームページやパンフレットの活用のほか，介護保険の各種サービスの利用方法や地域密着型サービスの内容などについて広報紙を通じ情報提供に努めているところです。</p> <p>なお，所得の低い方に対する負担軽減としては，施設サービスを利用した場合，食費や居住費といった自己負担部分を軽減する制度として「利用者負担限度額」がありますが，これらの制度の周知についても，新たに介護サービスを利用する方などに対して必要な情報が正しく伝わるよう，引き続き取り組んでまいります。</p>
委員	<p>指導監査の基準などの細則については，決められる時期など，どのような形で特別養護老人ホームの運営事業者へ情報を流していくのですか。</p>
事務局	<p>現時点では，国の方からは，今回の分権に関する基準について示されてなく，基準未満のいわゆる解釈通知などの取り扱いにつ</p>

いては示されていません。現状の認識としては、基準未満の通知等の部分で運用されていることについては、現通知を参考にしながら行なっていくこととなると考えています。

委員長

他に意見等がないようなので、これで議事を終了とします。
(了承)

3 その他

《発言の要旨》

委員長

次第3の「その他」について、なにか質問等あればお願いします。

事務局

本日の会議録について、作成でき次第、後日送付するので、内容等の確認をお願いします。
(了承)

委員長

他にないようなので、次第3の「その他」を終了とします。

4 閉会